

(書式 2 - 3 - 1 4)

再転相続がある場合の遺産分割協議書

遺産分割協議書

被相続人〇〇〇〇（大正〇〇年〇〇月〇〇日生、平成〇〇年〇〇月〇〇日死亡、本籍〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地、最後の住所〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号）の遺産及び被相続人〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生、平成〇〇年〇〇月〇〇日死亡、本籍及び住所は前記〇〇〇〇に同じ）の遺産について、各遺産の共同相続人長男〇〇〇〇及び同長女〇〇〇〇は、全員による協議の結果、次のとおり遺産を分割し、取得することを合意した

1 長男〇〇〇〇は、次の遺産を取得する。

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目
地 番 〇〇番
地 目 宅地
地 積 〇〇〇・〇〇平方メートル

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
家屋番号 〇〇番
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺平家建
床 面 積 〇〇・〇〇平方メートル

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
家屋番号 〇〇番

種 類 居宅兼店舗
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建
床 面 積 1 階 〇〇・〇〇平方メートル
2 階 〇〇・〇〇平方メートル
3 階 〇〇・〇〇平方メートル

前記店舗兼住宅の敷地に対する借地権（賃貸人〇〇〇〇）

第 2 項以外の預貯金、現金及びその他一切の動産

2 長女〇〇〇〇は、次の遺産を取得する。

〇〇銀行〇〇支店の定期預金 額面金〇〇〇万円

〇〇郵便局の定期貯金 額面金〇〇〇万円

〇〇株式会社の株式 〇, 〇〇〇株

3 長男〇〇〇〇は、未払いの債務、租税公課の全てを負担する。

以上のおり協議が真正に成立したことを証するため、この協議書を 2 通作成して署名押印し、各自 1 通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

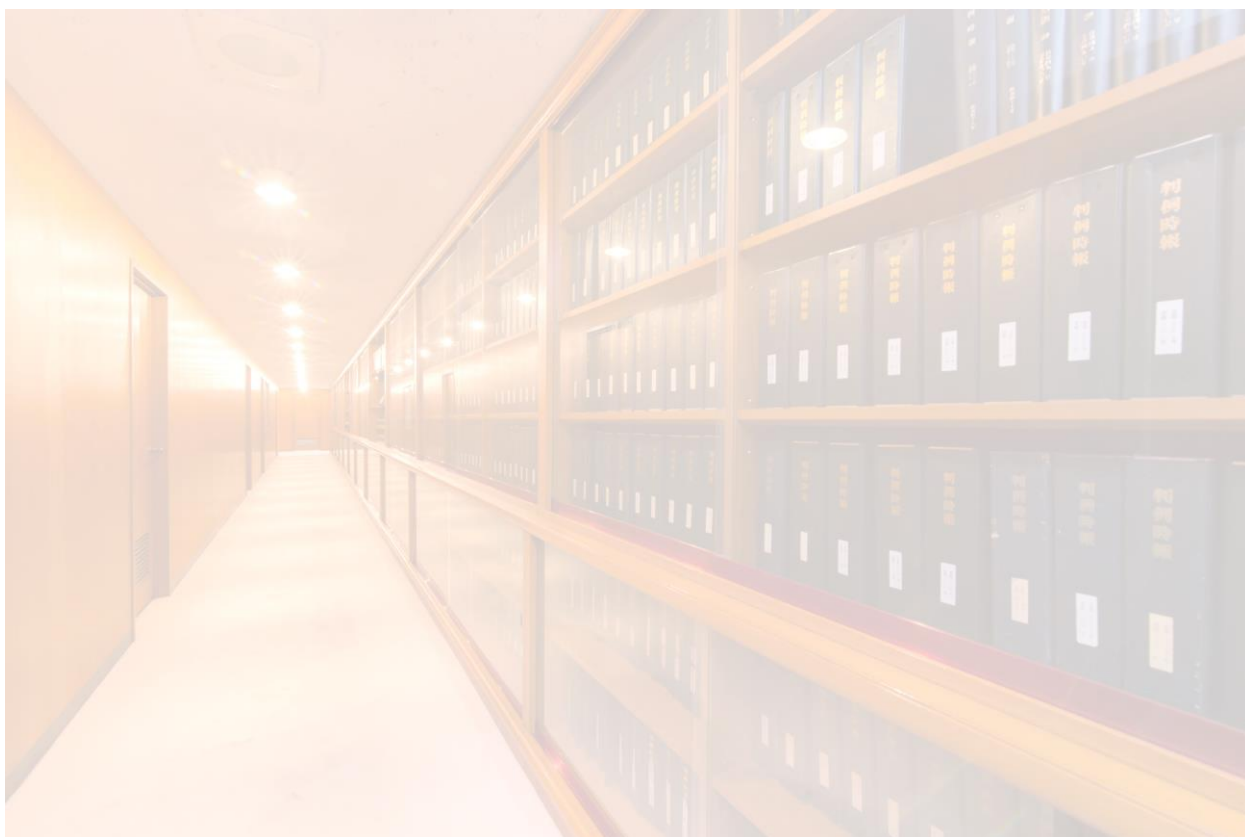
〇 〇 〇 〇 印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

〇 〇 〇 〇 印

解説

父の相続が開始した後、遺産分割の協議をする前に、母の相続が開始したため（再転相続）、父の遺産と母の遺産と二つの共有関係が重なっている状態であるところ、これを一括して分割の協議をする例である。



* 遺産分割の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/partition-estate/> をご覧下さい。弁護士法人朝日中央綜合法律事務所